

徳島県告示第百二十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和六年三月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 (ハR)・N・メチル・N・(プロパン・ニ・イル)・六・メチル・九、十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 MiPLA、MiPLA、N・IPLA、N・Methyl・N・isopropyl lysergamide）及びその塩類

2 化学名 ニ・ハ「(四・ブトキシフェニル)メチル」・五・ニトロ・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル」・N、N・ジエチルエタン・一・アミン（通称 Butonitazene）及びその塩類

3 化学名 一・(ベンゾ「d」「一、三」ジオキソール・五・イル)・ニ・(プロピルアミノ)ブタン・一・オン（通称 N・Propylbutylone、Putylone、bk・PBD B）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和六年三月十三日